主要構造部の一部に関する法第二十一条第一項の認定に係る評価		
床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの		八十一万円
床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの		百一万円
非耐力壁について加熱開始後通常火災終了時間が経過するまでの間、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること等を確かめる場合	通常火災終了時間（単位　分）に二千百円を乗じた額に百二万円を加算した額	
非耐力壁について加熱開始後三十分間、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること等を確かめる場合		百万円
耐力壁について加熱開始後通常火災終了時間が経過するまでの間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確かめる場合	通常火災終了時間（単位　分）に二千百円を乗じた額に百三十九万円を加算した額	
柱について加熱開始後通常火災終了時間が経過するまでの間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであることを確かめる場合	通常火災終了時間（単位　分）に二千二百円を乗じた額に百三十二万円を加算した額	
床又ははりについて加熱開始後通常火災終了時間が経過するまでの間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確かめる場合	通常火災終了時間（単位　分）に二千円を乗じた額に百四十万円を加算した額	
屋根について加熱開始後三十分間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確かめる場合		百二十七万円
軒裏について加熱開始後通常火災終了時間が経過するまでの間、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであることを確かめる場合	通常火災終了時間（単位　分）に二千百円を乗じた額に百三万円を加算した額	